

計 算 書 類 の 注 記

学校法人 北陸大谷学園

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額 214,966,793 円から公益社団法人石川県私学振興会交付金相当額を控除した金額の 100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券の評価基準は償却原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法である。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は総額で表示している。

教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収入と支出は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年度文部科学省令第 28 号）に基づく改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 1,909,083,667 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額 なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 9,372,000 円

7. 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 第 4 号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみであるため、省略している。

9. 重要な偶発債務 なし

10. 子法人に関する事項 なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要は後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成21年4月1日以降に開始したリース取引

<u>リース物件の種類</u>	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料期末残高</u>
機器備品	2,633,400 円	252,450 円